

新型コロナウイルス感染症から利用者及び従業員の健康を守るため、ガイドラインを下記の通り定める。

## 1. 利用者への注意喚起(施設掲示、ホームページ)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の症状のある方の入館をご遠慮願う。

- ① 発熱または風邪症状(鼻水、咳、のどの痛み等)がある方
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方
- ③ 同居者や身近な人に感染が疑われる方がいる
- ④ その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方  
(なお、職員の出社基準も上記同様とする)

## 2. 営業における対応

### ① 感染防止対策

- ・「3密」(密集・密接・密閉)を徹底的に回避した上で営業する
- ・受付への手指消毒剤(アルコール等)設置
- ・管理棟内の共有部分(券売機、ロッカールーム等)の消毒
- ・フロント等の椅子は3密対策をしたうえで配置する
- ・プール以外ではマスク着用の要請を行う

### ② フロント

- ・感染防止のため職員はフェイスシールドを着用する
- ・入場券の受け渡しは手と手が触れ合わないようにはトレーを使用する

### ③ 更衣室、手洗い場、浴室

- ・清掃、除菌作業を通常時より丁寧に行う(90分に1回以上)
- ・洗面所の水道、トイレ、出入り口のドアノブ等不特定多数が触れる箇所の除菌を行う
- ・更衣室のドライヤーは使用禁止とする

### ④ 職員のマスク着用

- ・利用者と接する職員は原則マスク着用とする(プール監視員は除く)

## 3. 職員の健康管理

- ・うがいや手洗いの励行、マスク着用、人ごみを避けるなど感染防止に努める
- ・発熱や味覚障害など感染が疑われる症状が出た場合、職場責任者へ連絡し、出勤を停止する。職場責任者は直ちにセンター長へ報告する
- ・家族が感染した場合、職場責任者へ連絡し、出勤を停止する。職場責任者はセンター長へ報告する
- ・新しい生活様式による「一人ひとりの基本的感染対策」及び「日常生活を営む上での基本的生活様式」の実践

## 4. その他

新型コロナウイルス感染状況によっては、本ガイドラインを見直すものとする。